

2017年4月28日

各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号  
株式会社 東芝  
代表執行役社長 綱川 智

株式会社東芝無担保社債の担保権設定に関する公告

当社が既に発行している下記表示の各社債につき、その各社債管理委託契約の定めに基づき、下記の通り第一順位の質権を設定致しましたので、公告いたします。

I. 1. 社債の表示

第57回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

現存額300億円（発行総額300億円）

2. 担保に関する事項

(1)委託者 株式会社東芝

(2)受託会社 株式会社三井住友銀行（代表）、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社

(3)担保 株式会社三井住友銀行本店営業部における委託者名義の定期預金  
金額30,093,000,000円（第一順位）

3. 信託証書の表示

平成29年4月28日付第57回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の担保権設定に関する信託証書

4. 上記の閲覧、謄写の場所および時間

委託者、受託会社の各本店、営業時間中

5. 担保提供制限にかかる特約の解除

上記社債の管理委託契約証書に添付の社債要項第12項に定める担保提供制限条項、および第19項第(2)号に定める社債管理者に対する通知の規定は、担保権設定に伴い、今後適用致しません。

委託者 株式会社東芝  
共同受託会社 株式会社三井住友銀行  
株式会社みずほ銀行  
株式会社三菱東京UFJ銀行

三井住友信託銀行株式会社

Ⅱ. 1. 社債の表示

第60回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

現存額300億円（発行総額300億円）

2. 担保に関する事項

(1)委託者 株式会社東芝

(2)受託会社 株式会社みずほ銀行（代表）、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社

(3)担保 株式会社みずほ銀行本店における委託者名義の定期預金  
金額（合計）30,180,000,000円（第一順位）

3. 信託証書の表示

平成29年4月28日付第60回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の担保権設定に関する信託証書

4. 上記の閲覧、謄写の場所および時間

委託者、受託会社の各本店、営業時間中

5. 担保提供制限にかかる特約の解除

上記社債の管理委託契約証書に添付の社債要項第12項に定める担保提供制限条項、および第19項第(2)号に定める社債管理者に対する通知の規定は、担保権設定に伴い、今後適用致しません。

委託者 株式会社東芝  
共同受託会社 株式会社みずほ銀行  
株式会社三井住友銀行  
株式会社三菱東京UFJ銀行  
三井住友信託銀行株式会社

Ⅲ. 担保権設定に伴い、2017年4月28日以降、各社債の銘柄名は、以下の通り変更になりました。

株式会社東芝第57回担保付社債（旧第57回無担保社債（社債間限定同順位特約付））

株式会社東芝第60回担保付社債（旧第60回無担保社債（社債間限定同順位特約付））

以 上